算式の符号	
x	平成15年度公立保育所支弁額
y	平成15年度公立保育所徴収額
z	平成15年度公立保育所入所人員数

第九条第一項の表市町村の項第八号1算式イの笠号を次のように改める。

算式イの符号

A	測定単位の数値
B	私立保育所在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数の合計数
α	次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、c＝0のときは、1.000とする。） 算式 $\frac{(a-b)\times12\times0.25}{c}\times\frac{1}{143,372}$
c	$\frac{(a-b)\times12\times0.25}{c}$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号
a	前年度私立保育所支弁額
b	前年度私立保育所徴収額
c	前年度私立保育所入所人員数

第九条第一項の表市町村の項第八号1算式ウ中「0.963」を「0.990」に改め、同号1算式エ中「0.801」を「0.792」に改め、同号1算式オ(1)中「0.177」を「0.183」に改め、同号1算式オ(2)中「0.227」を「0.223」に改め、同号1算式オ(3)中「0.157」を「0.155」に改め、同号1に次のように加える。

算式力	
$\{B\times1.323+C\times1.000+(D+J)\times0.892+E\times1.148+F\times3.429+G\times1.195+H\times1.073+I\times0.656\}\times\frac{A}{20.673}$	
B×1.323、C×1.000、(D＋J)×0.892、E×1.148、F×3.429、G×1.195、H×1.073及びI×0.656に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。	
算式力の符号	
A	測定単位の数値
B	家庭的保育事業に係る子どもの数
C	小規模保育事業A型に係る子どもの数
D	小規模保育事業B型に係る子どもの数
E	小規模保育事業C型に係る子どもの数
F	居宅訪問型保育事業に係る子どもの数
G	小規模型事業所内保育事業A型に係る子どもの数
H	小規模型事業所内保育事業B型に係る子どもの数
I	保育所型事業所内保育事業に係る子どもの数
J	特例保育給付に係る子どもの数

第九条第一項の表市町村の項第八号2を次のように改める。

2　公立の保育施設在籍人員数は、条例により設置された公立の保育施設のうち、年間を通して開設されているもの（ただし、地方公共団体が、その職員の乳幼児を保育するために自ら設置する施設を除く。）に係る入所人員数を合算した数とする。

(1)　公立保育所在籍人員数　その年の四月分として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第五十四表　保育所・在所者」の「初日入所人員年齢階層」の「0歳」、「1・2歳」、「3歳」及び「4歳以上」の基礎となつた児童数のうち市町村長が都道府県立の保育所以外の公立保育所（その年の五月一日現在において幼稚園であるものを除く。）へ入所させた児童数を合算した数

(2)　公立幼保連携型認定こども園在籍人員数　その年の四月分として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第五十四の二　幼保連携型認定こども園・在所者」の「初日入所人員年齢階層」の「0歳」、「1・2歳」、「3歳」及び「4歳以上」の基礎となつた児童数のうち市町村長が都道府県立の保育所以外の公立保育所（その年の五月一日現在において幼稚園であるものを除く。）へ入所させた児童数を合算した数

(3)　公立認定こども園在籍人員数（追加分）　園児数等調査に基づいて内閣府に報告された「調査票1　認定こども園（平成二十七年四月一日現在）」の「幼稚園型認定こども園」及び「地方裁量型認定こども園（平成二十七年四月一日現在）」の「認定区分　2・3号」の「利用児童数　合計」の数

(4)　特別利用保育等に係る子どもの数　「子ども・子育て支援新制度における園児数等に係る調査について（追加依頼）」（平成二十七年四月二十八日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課事務連絡）に基づいて厚生労働省に報告された「調査票　保育所の状況について」の「保育所（平成二十七年四月一日現在）」の「利用児童数　合計」の数

(5)　(1)から(4)までに規定する子どもの数以外の公立保育施設に係る平成二十七年四月一日時点の「0歳」、「1・2歳」、「3歳」及び「4歳以上」の入所人員数として総務大臣が調査した数を合算した数

第九条第一項の表市町村の項第八号30中「平成二十四年度実施事業」を「平成二十五年度実施事業」に改め、同項第九号1を次のように改める。

1　密度補正Ⅰに用いる密度は、診療所の数に八九八・七を、診療所病床数に四四・六を、簡易水道等給水人口に〇・五を、一般簡易水道事業債元利償還金に〇・一三を、平成十二年度において「簡易水道事業債許可額」（以下この表において「簡易水道事業債許可額」という。）に〇・〇〇〇六二〇を、平成十三年度簡易水道事業債許可額に〇・〇〇〇六